

## 退職所得に係る市民税・県民税 納入申告書

(宛先) 千葉県流山市長

年 月 日提出

年 月分 人員

人

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり  
分離課税に係る所得割の納入について申告します。

### 退職者の内訳

退職した年の 1月1日の住所		氏 名	
退職年月日	年 月 日	勤続年数	年
退職手当等 の支払金額	円	障害該当	
特別徴収税額	市民税	県民税	円

(特別徴収義務者)

住所又は〒  
所在地

氏名又は  
名称

法人番号又は  
個人番号

### 退職所得に係る所得割額を納入する際の注意事項

- ①左の納入申告書は、退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額（分離課税に係る所得割）を納入する際に必ず記入してください。
- ②退職手当等の支払いを受ける方の市民税・県民税の特別徴収税額が0円となる方については、納入申告書の提出は必要ありません。
- ③障害該当欄は、100万円の退職所得控除の適用を受けた場合に「○」を記入してください。
- ④退職手当等の支払いを受ける方の勤続年数が特殊な場合は、退職所得の受給に関する申告書（写し可）と左の納入申告書を併せて提出してください。

指 定 番 号	
担 当 者 所 属	
担 当 者 氏 名	
電 話	(内線 )